

議事録（概要）

会議名	令和7年度 第1回芦屋町都市計画審議会				
会 場	芦屋町役場4階 44会議室				
日 時	令和7年9月29日（月）13：30～15：00				
委員の 出 欠	会 長	内田 晃	出	副会長	福原 光次
	委 員	藤崎 英毅	出	委 員	福島 直人
	委 員	吉永 武	欠	委 員	入江 一博
	委 員	辻本 一夫	出	委 員	永田 麗子
	委 員	本田 浩	出	委 員	坂本 里美
件名・議題	1. 会長あいさつ 2. 委嘱状交付 3. 質問 4. 議事 (1) 芦屋町都市計画マスタープランの中間年次見直しについて 5. その他				
合意事項 決定事項	• 芦屋町都市計画マスタープランの中間年次見直しについて、素案が承認された。				

第1回芦屋町都市計画審議会 議事録

1. 会長あいさつ

本日は都市計画マスタープランの中間見直しについて、委員の皆様には、活発なご意見やご指摘をお願いしたい。

2. 委嘱状交付

委員を代表して福原委員に委嘱状を交付した。

審議会の副会長に福原委員が選出され、承認された。

3. 諮問

中西副町長より、内田会長に諮問を行った。

4. 議事

(1) 芦屋町都市計画マスタープランの中間年次見直しについて
(事務局)

資料1を用いて、事務局から説明した。

(委員)

21ページの交通体系で、資料の出典が「交通センサス調査」から「全国道路・街路交通情勢調査」となっているが、出典が変わった理由はあるか、また、「地点」が「区間」になった理由はあるか。

(事務局)

資料の出典先は同じだが、調査名が変わったためであり、基本的に同じものである。また、最新のものが「地点」ではなく「区間」で公表されている。

(委員)

周遊路について、以前は芦屋町観光基本構想に記載があったのが、今の観光基本構想では削除されたというということか。

(事務局)

そのとおり。サイクリングツーリズムにシフトしていくとの考え方から、周遊路に関する記

載は削除されている。

(委員)

「海のある芦屋町でいい土地はないか」という声を聞くことがあるが、芦屋町は県内でも特に面積が小さく、なかなかそのような土地がないと感じる。活用予定のない町有地を整理してそれを売却するという記載があるが、スピード感を持って土地の売却を行い、人口増に繋げるまちづくりを行う必要があるのではないか。

(事務局)

活用目的がない普通財産の土地は、売却を進めている。行政財産の土地は活用目的があり所有しているものである。しかし、必要に応じて、改めて活用目的を検討することも重要である。また、中央病院跡地は、今後の利用方針が明確に定まっていなかったため、土地の有効活用について引き続き検討を行っていきたい。

(委員)

5ページに、今後30年間で公共施設の面積を25%削減するとの記載があるため、これをスムーズに達成できれば、整理された町有地を有効活用できるのではないかと感じた。

(委員)

3ページに「まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める施策などを積極的に展開する」とあるが、まち・ひと・しごと創生総合戦略とはどのようなものか。

(事務局)

内容としては、少しでも人口の減少を緩やかにするため、人の流れを作ったり、芦屋ならではの仕事を作ったりといった取り組みを記載している。また、毎年評価を公表している。

(委員)

4ページに第1次産業の発展について記載があり、かつ人材不足が示されている。最近、野菜や米が高騰して、第1次産業の重要性が増している中で、農業や漁業従事者の確保や育成が重要と考える。

(事務局)

行政として取り組まなければならない課題であると認識している。農業では、耕作できなく

なった土地を若手の農家が活用していることなどは聞いている。一方漁業では、漁業権が問題となっていると聞いている。現時点では方針が具体的に決まっているわけではなく、時間はかかると思うが、新たに農業や漁業従事者を増やすために対策をしていかないと感じている。

(委員)

44ページ「防災体制づくり」について、自治区の加入率はこれから減る一方で増えることはないと感じる。一方で、自治区未加入者も含めた防災体制を整える必要があると考える。

(事務局)

防災の観点では、確かに自治区の加入率だけではなく、実際に発災したときの横のつながりというのは非常に重要だと思う。現時点で明確な対策が示せているわけではないが、様々な角度から検討を進めていく。

(委員)

芦屋港の開発について町の大きな目玉だと思うが、今どこまでどのように進んでいるのかが、住民にはほとんど伝わっていない。もっと分かりやすく知らせるることはできないか。

(事務局)

方針が決まった際には広報紙などでお知らせしている。現時点で決定している内容としては、令和8年度の秋に、魚釣施設とプレジャーボートの係留施設を開業するということで、県と一緒に動いている。なお、砂像の屋内展示施設の建設は、中止が決定している。

(会長)

31ページで、「活かした」が「生かした」に修正しているが、何か意味があつて変えたのか。

(事務局)

今まで常用外漢字の「活」を使用していたが、国が文字の標準化を進めており、常用漢字である「生」に修正した。

(委員)

17ページ「(4) 農業振興地域」で「表耕地」から、「前耕地」に変更した理由は。

(事務局)

「前耕地」が正しい表現だったため修正した。

(委員)

用途地域は非常に重要なものだと思っている。今から10年、20年後のことを考え、用途地域をどのように設定しているのか、また今後の見直し方針を教えていただきたい。

(事務局)

現在の用途地域は15ページのようく定めている。現時点では具体的な見直し方針はないが、将来的な町の方針が決まれば、都市計画審議会に提案し、変更していくという流れになる。直近では、芦屋釜の工房の建設に伴い、用途地域を準工業地域に見直したケースがある。

用途地域は非常に重要で、かつ規制力のあるものである。用途地域の変更等を行う場合は、周辺環境などを鑑み検討していく必要がある。

(委員)

住民から用途地域の規制により建物などが建てられないという意見があった場合、行政として用途地域の変更を検討するということか。

(事務局)

例えば、住宅地の真ん中に工場を建てたいという意見であれば、周辺の住環境の悪化等が考えられるため、容易に変更できないと思う。ある程度、点ではなく面で見ていくところもある。いろいろなメリット、デメリットがあるので、用途地域の設定は、町の方針とともに住民の意見を踏まえながら検討していく必要がある。

(委員)

芦屋釜の工房地を準工業地域へ変更した際は、用途の変更にあまり時間がかかっていないように認識している。おおむねどれくらいで変えられたのか。

(事務局)

芦屋釜の工房については2～3年で、検討期間を含めるともっとかかっているかもしれない。用途地域変更の手続きという点に関していえば、都市計画審議会や公聴会などを経て、1年ほどで変更したのではないかと思う。

(委員)

10年後、20年後、私たちのこども世代が、芦屋町で生まれて芦屋町にまた住もうという意思が生まれるような住宅環境の整備するために、行政主体で用途地域を見直してもいいのではないか。

(事務局)

用途地域の設定には2つ方法があると考えており、町主導で先に用途地域を設定していく方法と、具体的な計画ができた後に用途地域をあわせて設定していく方法がある。現在は、具体的な方針等が整った後、用途地域が合わない場合、変更を検討していく方法が主になっている。なお、用途地域を見直す場合は、まずは課題を明確にし、必要性や方向性がある程度見えた中で、合意形成を図りながら進めていく必要があると考えている。

(委員)

今回の計画見直しにあたり、関係部署と会議を行ったということだったが、どのような部署か。

(事務局)

計画の内容に関わる土木係、下水道係、農林水産係、商工観光係、環境・公園係、地域振興・交通係、庶務係、芦屋港活性化推進室事業推進係となる。なお、全4回の会議を行っている。

(会長)

他に意見がなければ、皆様にお諮りする。「都市計画マスタープラン（素案）」について承認し、この内容で答申してよろしいか。

-異議なし-

(会長)

全会一致で異議なしということで、この内容で答申する。

-異議なし-

(事務局)

承認いただいたので、委員の皆様に答申書（案）をお配りし、ご確認いただきたい。

(会長)

答申書（案）を確認した。この答申書（案）に先ほどの素案を付し、答申することでよろしいか改めて皆様にお諮りする。

-異議なし-

その他、意見がなければ事務局より、事務連絡をお願いする。

5. その他

(事務局)

【事務連絡】

- ・事務局で議事録（案）作成後、会長、副会長に内容の確認をいただき、ホームページに掲載する。内容を確認したい方は、事務局のほうにお申し出いただきたい。
- ・今後の流れについて、町長答申後、町の最高意思決定機関である政策会議に諮り、案を決定する。その後、12月の末から1月にかけて、パブリックコメントにて住民の意見を聞き、必要に応じて修正等を行い、今年度の3月末までに成案化する。
- ・現任委員の任期が令和7年10月31日までとなっている。このメンバーで行う会議というのは今回が最後の予定である。

(委員)

パブリックコメントで意見収集というのはどのような形で行うのか。

(事務局)

広報紙やホームページ、公民館等の公共施設を通じて計画案を提案し、1か月間程度の公表期間中に住民に意見を求めるものである。

(会長)

他になければ、これを持って「令和7年度 第1回芦屋町都市計画審議会」を終了する。

—終了—